

警察公論第 81 巻第 2 号本誌お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P196 総務・警務 論文問題 1	
答案 4(7)に誤り	
誤	(7) 本部との連携 本部留置管理担当課には、問題被留置者の実態をありのまま速やかに報告し、必要に応じて、本部指導員等の派遣によるタイムリーな現地指導等の支援を要請する。害者等の様々な負担を軽減することは、警察の捜査への犯罪被害者等の協力確保を図る上で極めて重要な事柄である。
正	(7) 本部との連携 本部留置管理担当課には、問題被留置者の実態をありのまま速やかに報告し、必要に応じて、本部指導員等の派遣によるタイムリーな現地指導等の支援を要請する。 害者等の様々な負担を軽減することは、警察の捜査への犯罪被害者等の協力確保を図る上で極めて重要な事柄である。

警察公論第 81 巻第 2 号付録「ガツン系法学 SA2026」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P15 憲法 03 国会	
解説文に誤り	
誤	(3) 衆議院が解散されたときは……その効力は無効となる (同条 3 項)。
正	(3) 衆議院が解散されたときは……その効力は無効となる (憲法 54 条 3 項)

P24 刑法 01 不作為犯	
解説文に誤り	
誤	(5)× 「甲女は傷害致死罪の幫助犯の刑責を負うことはない」は誤り。……心理的幫助により、幫助犯は成立し得る。
正	(5)× 「甲女は傷害致死罪の幫助犯の刑責を負うことはない」は誤り。…… 不作為 の幫助により、幫助犯は成立し得る。